

下関市公立大学法人評価委員会による平成30年度公立大学法人下関市立大学の業務実績に関する評価結果の  
業務改善等への反映状況について

2020年6月

大項目	項目番号	評価結果（指摘事項）	反映状況
I 教育に関する目標	7-1 (大学院入試制度の見直しと広報の強化)	これまで種々の取組みがなされているものの、入学者の確保につながっていないことから、根本的な原因を追究することが必要とされている。教員の大学院教育へのモチベーションの維持・向上を図りつつ、原因を見据えた上での入試制度の見直しと広報の充実を、より一層積極的に努めること。	<p>大学院については、これまで学部ゼミ生へのチラシ配布、進学説明会開催、演習担当者の研究内容を示すリーフレット作成、下関商工会議所発刊物への学生募集広告掲載及び入試時期の変更等の試みを行ってきたが、2020年度の大学院入学者数も未充足となり有効的ではなかったため、再度その原因を検討した。その結果、大学院カリキュラムにおける特色性及び体系的性の欠如、時代のニーズに対する不適合が課題であると考えられた。このような状況を踏まえ、以下の改革を実行した。</p> <p>経済・経営専攻（定員10名）のもとに2つの領域を設置することとした。研究科教育組織として従来の経済コミュニティシステム分野と国際ビジネス分野を統合し、「経済コミュニティシステム・国際ビジネス領域」と改め、また、新たに「教育経済学領域」の設置を2020年5月1日に決定した。教育経済学とは、人的資本論の考え方に基づいて教育と関連する事象を取り扱う経済学の分野である。教育経済学は、欧米では注目されているものの、日本では教育経済学を体系的に学べる課程を設置している大学はまだなく、本学の取り組みは、日本で初めてとなる。教育政策や教育の現場において必要とされる人材の育成に資するものであり、大学院への進学者も見込めるものである。当該領域は、社会人の学び直しのニーズもあるため、入学者選抜方法を簡素化し、面接を中心としたものとする。ま</p>

			<p>た、大卒者以外からの出願に対応すべく、入学資格審査制度を整備した。</p> <p>広報の充実については、新聞広告や下関市報掲載、SNSの活用など、積極的なメディア戦略を行う予定である。</p>
I 教育に関する目標	13-2 (学士力の質保証)	<p>GPAは、平成27年度からの新カリキュラムの検証において、有効な手段であると確認された。GPAの検証結果を活用する方策を検討・実施し、学部生の学力の質保証に努めること。</p>	<p>学生が身に付けた能力を測定し、可視化するためにGPAを活用した4軸16項目の学習成果指標案を作成したが、運用には至っていない。また、講義別成績統計表の分析を行い、授業レベルの検証に活用できるよう、教員個人の講義別成績統計表とあわせて配布した。</p> <p>今後は、GPAや成績など蓄積したデータを学内の専門家が分析する。その分析結果を活用し、授業方法の改善や学力の質向上につながるよう、教学推進会議を改組した「教学マネジメント会議」で具体的な運用を検討する。</p>
II 研究に関する目標	24-1 (科学研究費助成事業等への申請・採択の向上)	<p>科学研究費助成事業等への申請については、申請しない教員への働きかけなど、改善の方策を検討し、申請者の増加に努めること。</p>	<p>科学研究費助成事業への申請状況に応じて、秋学期の個人奨励研究費に差を設け、外部資金獲得にインセンティブを付与した。また、科学研究費助成事業への申請にインセンティブを付与するとの観点から、学内研究費の配分に際し、科学研究費助成事業申請の実績を重視する制度を検討している。</p>
II 研究に関する目標	27-3 (他大学との共同研究、学術シンポジウム等の推進)	<p>交流協定校だけでなく各教員等がもつ人的関係なども活用し、海外の大学との国際シンポジウム等の開催を目指しながらも、開催が困難な場合は、これに代わる方法を検討し、国</p>	<p>国際シンポジウムや国際共同研究の推進が進まなかった理由として、地域共創センターが同業務を担い人的ネットワークに依存していたこと、また、国際交流委員会は、学生に対する国際交流に積極的であるが学術交流について組織としての取り組みが十分に発揮されなかったことが考えられた。</p> <p>このような状況を踏まえ、2020年5月29日に国際交流</p>

		<p>際共同研究の成果の公表及び社会への還元を実行すること。</p>	<p>センターを組織として立ち上げ、専門的な委員を配置し、独立した機関として資金的・組織的に支援を行う体制を整備した。今後、同センターに研究部門を立ち上げ、国際交流の協定に基づいた学術交流を一層充実したものとなるよう組織的に運用することにより、研究成果の公表及び社会への還元に努める。</p>
<p>IV 国際交流に関する目標</p>	<p>4 1 - 1 (国際学術交流の強化)</p>	<p>海外の協定校の事情により継続してシンポジウム等が行えない場合は、該当する協定を継続する意味ないし協定の内容を再検討すること。また、他大学との国際共同研究の可能性を引き続き検討し、海外の大学との学術交流を推進すること。</p>	<p>国際シンポジウムや国際共同研究の推進が進まなかった理由として、地域共創センターが同業務を担い人的ネットワークに依存していたこと、また、国際交流委員会は、学生に対する国際交流に積極的であるが学術交流について組織としての取り組みが十分に発揮されなかったことが考えられた。</p> <p>このような状況を踏まえ、2020年5月29日に国際交流センターを組織として立ち上げ、専門的な委員を配置し、独立した機関として資金的・組織的に支援を行う体制を整備した。今後、同センターにて協定の内容を再検討しつつ、学術交流の推進について組織的に運用していく。</p>